

事務所コラム

2019年1月28日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平成31年度税制改正大綱

法人課税編

平成31年度税制改正大綱では、少子高齢化が進む中、持続的成長を実現するための「研究開発税制の見直し」や「中小企業支援」「地方創生」の推進、「税源の偏在」の是正措置等の改正項目が挙げられています。

研究開発税制はベンチャー企業に優遇措置

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を見直し一定のベンチャー企業（設立10年以内の法人のうち、当期に繰越欠損金額を有するもの等）の控除限度を40%（原則25%）に引き上げました。

総額型・控除率（A＝増減試験研究費割合）

A>8%	$9.9\% + (A - 8\%) \times 0.3$
A≤8%	$9.9\% - (8\% - A) \times 0.175$

特別試験研究費の税額控除については、研究開発型ベンチャー企業（産業競争力強化法の新事業開拓事業者など）との共同研究等に係る税額控除率を引き上げました。

オープンイノベーション型（共同研究）

共同研究のタイプ		改正前→改正後
大企業の研究相手	特別研究機関・大学	30%（据え置き）
	その他の民間企業	20%（据え置き）
	研究開発型ベンチャー企業	20%→25%

また、高い水準の研究開発を行っている法人について、総額型の控除率を割増しし

た上で、高水準型が総額型に統合されます。

中小企業支援税制の延長・見直し

中小企業支援のため、①中小企業者等の法人税率の特例、②中小企業投資促進税制が2年間延長されます。また、地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合の特別償却率を50%（現行40%）、税額控除率を5%（現行4%）に引き上げる等の見直しが行われました。

事業税率の改正・特別法人事業税の創設

法人事業税の標準税率が改正され、特別法人事業税（31年10月1日以後に開始する事業年度より適用）が創設されました。

この税の全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として、人口を譲与基準として譲与することで税収再配分が行われます。

（1億円以下の普通法人等の法人事業税）

所得金額	事業税率(旧→新)	特別法人事業税率
年400万以下	5%→3.5%	事業税（所得割）の37%
年400万超	7.3%→5.3%	
年800万超	9.6%→7%	

その他の改正項目

その他、仮想通貨の期末評価方法・譲渡原価の算定方法などの整備が行われます。



税収再配分により、東京・大阪・愛知は減収、神奈川・千葉・埼玉は増収となる見込み。